○浜中町通学路安全推進会議設置要綱

令和3年8月25日教育委員会

浜中町通学路安全推進会議設置要綱

（目的）

第１条　浜中町立小中学校等における通学路の交通安全の確保を図るため、浜中町通学路安全推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 浜中町通学路交通安全プログラムの推進に関すること。

(2) 通学路の合同点検、対策内容の検討、対策の実施に関すること。

(3) 関係機関及び関係団体との連絡調整及び情報交換を行うこと。

(4) その他通学路の安全確保に必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　推進会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、教育委員会管理課長とする。

３　会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

４　会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次の各号に掲げる機関等の代表者又は代表者から委任を受けた者とする。

(1) 厚岸警察署（警察関係者）

(2) 釧路開発建設部道路計画課（国道路管理者）

(3) 釧路総合振興局釧路建設管理部（道道路管理者）

(4) 浜中町立学校（学校関係者、ＰＴＡ）

(5) 浜中町建設課（町道管理者）

(6) 浜中町総務課（町交通安全担当者）

(7) 浜中町教育委員会（教育関係者）

第４条　推進会議の事務は、浜中町教育委員会管理課において処理する。

（その他）

第５条　この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議で決定する。

附　則

この要綱は、令和3年8月25日から施行する。